令和３年４月７日

保　護　者　　様

船橋市教育委員会
船橋市立船橋特別支援学校長

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について（ご案内）

船橋市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）が行っている災害共済給付制度に加入しています。

この制度は、児童生徒の学校管理下における負傷、障害、死亡について、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金、歯牙欠損見舞金）を保護者が受けられる制度です。

令和３年４月から、これまで障害見舞金の対象となっていなかった１歯の歯牙の欠損について、新たに「歯牙欠損見舞金」が支給されることとなりました（令和３年４月１日以降に発生した災害で、永久歯が根から全て取れてなくなったものが対象になります）。

《共　済　掛　金》

船橋市では今年度から保護者の皆様に掛金の一部を負担していただくこととなり、それに伴い、災害共済給付制度加入の同意書を提出していただくこととなりました。

災害共済給付制度への加入、同意書の提出、掛金支払方法等については、下記ホームページをご覧ください(右のバーコードからもアクセスできます)。

https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/002/04/p087597.html

《災害共済給付の申請》

○ 災害共済給付の申請は、保護者の方の申し出により学校（養護教諭）が行います。

○ 「子ども医療費助成受給券」又は「母子家庭、父子家庭等医療費受給者証」（以下これらを「受給券等」といいます。）をお持ちの方が、**学校管理下でケガ等をして治療を受ける場合、受給券等は使用せずに健康保険証を提示して受診してください**。その上で、災害共済給付制度を利用してください。この場合、一時的に治療費（健康保険証がある場合は、自己負担金が総医療費の３割）を負担していただきますが、災害共済給付金の申請手続き後に総医療費の４割が保護者の方に給付されます。
万が一、受給券等を使用して受診してしまった場合は、対応方法について、児童家庭課（TEL：047-436-2316）までお問い合わせください。

○ 保護者の方は、医療機関の医療等の内容について「医療等の状況」で証明を受けて、学校へ提出してください（「医療等の状況」の用紙は学校にあります）。証明に伴う文書料は、日本医師会等のご配慮により無料としてご協力をいただいていますが、まれに文書料がかかる場合がありますので、必要に応じて医療機関へご確認ください。

《給 付 の 対 象》

○ 同一の負傷又は疾病に係わる健康保険の範囲の総医療費額が、5,000 円（500 点）以上のものが対象となります。窓口での支払額が 1,500 円以上のものを目安(※)としてお考え下さい。なお、健康保険適用外の診療については給付対象となりません。また、給付の対象となるかどうかは、センターの審査により決定されます。

※接骨院等の医療機関によっては、窓口支払額が 1,500 円以上でも、健康保険の範囲の総医療費額が 5,000 円（500 点以上）とならない場合がありますので、医療機関にご確認ください。

《医療費の給付額》

○ 医療費の給付金額は、健康保険診療の本人負担分（医療費総額の 3 割）と、療養に伴って要した費用（医療費総額の 1 割）を加算した額となります。

【例：医療費総額が 100,000 円（10,000 点）の場合】
(A) 本人負担分（医療費総額の 3 割(窓口での支払額)）100,000 円×3/10＝30,000 円
(B) 療養に伴って要した費用（医療費総額の 1 割）　100,000 円×1/10＝10,000 円
（A）＋（B）＝40,000 円（センターからの給付額）　※1 万円多く給付されます

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担限度額（限度額は所得区分により異なります。）に、療養に伴って要した費用（医療費総額の 1 割）を加算した額となります。

※生活保護法による医療扶助を受ける児童生徒については、センターからの医療費の給付は行われません。

《医療費等の給付》

○ 医療費が給付されるまで、申請から 2～3 か月かかります。

○ 医療費の給付は、教育委員会保健体育課から「口座振込依頼書」にご記入いただいた口座へ振り込みます。振込日が決まりましたら学校からご家庭へお知らせします。

《災害共済給付を受ける権利の時効》

○ 医療費の申請の時効は、病院で診療を受けた月から 2 年間です。2 年以内に申請を行わない場合は、時効により請求ができなくなるのでご注意ください。

○ 時効間近で学校に申請された場合、申請の準備等で時効に間に合わなくなる可能性もありますので、書類の準備が整った時点で早めに学校に申請してください。

※災害共済給付制度に関する問い合わせ
船橋市教育委員会　保健体育課
児童・生徒防犯安全対策室　　電話：047-436-2876

※子ども医療費助成制度等に関する問い合わせ
船橋市　児童家庭課　　電話：047-436-2316

詳しくは、下記の日本スポーツ振興センターホームページ「学校安全 Web」をご覧ください（右のバーコードからもアクセスできます）。
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/